29年度 公文書開示状況(8月決定分) 青少年・治安対策本部

| - | | 十尺 4 | ヘ目がい | 10000000000000000000000000000000000000 | P ツ | ┰ | 71 | - | という | < T | н٢ | | | | | | | | |
|---|-------|-----------|------------|--|------------|----|------|----------|------------|-------|----|----|----|-----|----|---|-----|------|---|
| | | | | | | | 決 | 定区 | 分 | | (| 根拠 | U規 | (定) | 条 | €例 | 7 5 | 条 | |
| | 月整理番号 | 請求年月日 | 決 定 年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 不存在 | 5 1 号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | - | 7 글 | 8号 + | 9 非開示理由等 所管局部課等 |
| | 1 | H29. 8. 1 | H29. 8. 15 | ・購入図書類(平成28年7月 から平成29年6月まで) ・第673回から第684回までの 東京都青少年健全育成審議会 に報告されている「都民から の申出」 | 57 | | 1 | | | | 1 | 1 | | | 1 | | | | (7条2号)申出者の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条3号)図書類を購入した店舗名を公開することにより、当該書店等が不健全図書類の指定事務に係る調査購入の対象となった図書類を容易に購入との対象となった図書類を容易に購入の地位、社会的な地位が損なわれるため (7条6号)不健全図書類以外の図書類の誌名、巻を公開することで、青少年の健全な育成を阻害なることができるに購入等することができない環境を整備するという青少年健全育成条例の趣旨に反し、これらの図書類に関心が集まり、青少年の性的好奇心等を喚起し、閲覧、購入を助長するため |

表の見方

く決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- 特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。